

官報号外

平成十七年三月十八日

○第一百六十二回 衆議院会議録 第十三号

平成十七年三月十八日(金曜日)

議事日程 第七号
平成十七年三月十八日
午後一時開議

第一 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

第三 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案(内閣提出)
第四 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
日程第三 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案(内閣提出)
日程第四 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
地域再生法案(内閣提出)

公共工事の品質確保の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)
半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

恩給法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○実川幸夫君 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、恩給権者に係る死亡失権等の届け出義務及び未支給金の請求に係る総代選任届の提出義務を廃止するとともに、普通恩給または扶助料の一時恩給等を受けたことによる一定額控除を平成十七年四月分以降、行わないこととするものであります。

本案は、去る三月八日本委員会に付託され、十日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨十七日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第一、恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長実川幸夫君。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 日程第二、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長西村真悟君。

○議長(河野洋平君) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○議長(河野洋平君) 西村真悟君登壇

○西村真悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況にかんがみ、その法律の有効期限を延長する等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、本法律の有効期限を五年延長し、平成二十二年三月三十一日までとす

官報(号外)

公共工事の品質確保の促進に関する法律案

(国土交通委員長提出)

半島振興法の一部を改正する法律案(国土交
通委員長提出)

○議長(河野洋平君) 公共工事の品質確保の促進
に関する法律案、半島振興法の一部を改正する法
律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長
橋康太郎君。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案

半島振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔橋康太郎君登壇〕

○橋康太郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、公共工事の品質確保の促進に関する法律案について申し上げます。

本案は、公共工事の品質確保の促進を図るために、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その促進に関する基本的事項を定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、公共工事の品質確保に関し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならないことなどの基本理念を定めること、

第二に、公共工事の発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないこと、

第三に、公共工事の発注者は、競争参加者から技術提案を求めるように努め、これを適切に審査し、評価しなければならないこととし、この場合には、中立かつ公正な審査及び評価が行われるよう必要な措置を講ずるものとするほか、技術提案

についての改善、高度な技術等の提案を求めた場合における予定価格について定めること、

その他、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること

などあります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日の国土交通委員会におきまして、賛成多数をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、成案決定の際に、内閣の意見を求めました。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

なお、本案につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

次に、半島振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

半島振興法は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から遠く離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど国土資源の利用の面における制約から、産業基盤、交通基盤等の整備の面で他の地域に比較して低位にある半島地域の振興を図るため、昭和六十年六月、建設委員長提案により时限立法として制定されました。制定以来、二度の改正を経て、現在二十年が経過しようとしております。

この間、本法に基づき二十三の地域が半島振興対策実施地域に指定され、半島振興計画に基づく各種の施策が講じられてきました。

しかしながら、半島地域は依然として、社会生

活基盤の整備が十分に進んでいない地域や所得水準が低位な地域がある等の問題を抱えておりま

す。

このような観点から、本案は、現行の半島振興法の有効期限をさらに十年間延長して平成二十七年三月三十一日までとするとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、半島振興対策実施地域に係る農林水産業の振興、地域間交流の促進等に

必要な措置を講ずるものであります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日の国土交通委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、成案決定の際に、内閣の意見を求めました。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申上ります。(拍手)

たところ、特に異存はないとの意が表されました。

萩生田光一君 柴山 昌彦君 菊田まさこ君

中村 哲治君 萩生田光一君 中村 哲治君

佐藤 勉君 西銘恒三郎君 浜田 靖一君

小渕 優子君 加藤 勝信君 古川 稔久君

鈴木 恒夫君 宮下 一郎君 吉野 正芳君

保利 耕輔君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

宮下 一郎君 古川 稔久君 小渕 優子君

浜田 靖一君 吉野 正芳君 加藤 勝信君

古川 稔久君 鈴木 恒夫君 宮下 一郎君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

宮下 一郎君 古川 稔久君 小渕 優子君

浜田 靖一君 吉野 正芳君 加藤 勝信君

吉野 正芳君 鈴木 恒夫君 宮下 一郎君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

萩生田光一君 柴山 昌彦君 菊田まさこ君

中村 哲治君 萩生田光一君 中村 哲治君

佐藤 勉君 西銘恒三郎君 浜田 靖一君

小渕 優子君 加藤 勝信君 古川 稔久君

鈴木 恒夫君 宮下 一郎君 吉野 正芳君

保利 耕輔君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

宮下 一郎君 古川 稔久君 小渕 優子君

浜田 靖一君 吉野 正芳君 加藤 勝信君

吉野 正芳君 鈴木 恒夫君 宮下 一郎君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 靖一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

萩生田光一君 柴山 昌彦君 菊田まさこ君

中村 哲治君 萩生田光一君 中村 哲治君

佐藤 勉君 西銘恒三郎君 浜田 静一君

小渕 優子君 加藤 勝信君 古川 稔久君

鈴木 恒夫君 宮下 一郎君 吉野 正芳君

保利 耕輔君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

宮下 一郎君 古川 稔久君 小渕 優子君

浜田 静一君 吉野 正芳君 加藤 勝信君

吉野 正芳君 鈴木 恒夫君 宮下 一郎君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

萩生田光一君 柴山 昌彦君 菊田まさこ君

中村 哲治君 萩生田光一君 中村 哲治君

佐藤 勉君 西銘恒三郎君 浜田 静一君

小渕 優子君 加藤 勝信君 古川 稔久君

鈴木 恒夫君 宮下 一郎君 吉野 正芳君

保利 耕輔君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

宮下 一郎君 古川 稔久君 小渕 優子君

浜田 静一君 吉野 正芳君 加藤 勝信君

吉野 正芳君 鈴木 恒夫君 宮下 一郎君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西銘恒三郎君

吉野 正芳君 古川 稔久君 小渕 優子君

吉野 正芳君 浜田 静一君 古川 稔久君

吉野 正芳君 佐藤 勉君 西

議院運営委員

辞任

補欠

井上

信治君

武田

良太君

津島

恭一君

田中

英夫君

津島

恭一君

井上

信治君

武田

良太君

田中

<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>右の議案を提出する。</p> <p>平成十七年三月十七日</p> <p>提出者 災害対策特別委員長 西村 真悟</p>

<p>域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年で」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二条の規定の施行の日から起算して五年以内に」とする。</p> <p>(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国に財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第三条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国に財政上の特別措置に関する法律(平成十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第一条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「平成十七年度」を「平成二十二年度」に改める。</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条の規定 平成十七年四月一日</p> <p>二 附則第四条の規定 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>三 附則第五条の規定 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国に財政上の特別措置に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条の規定 平成十七年四月一日</p> <p>二 附則第四条の規定 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>三 附則第五条の規定 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国に財政上の特別措置に関する法律の一部改正)</p>

<p>第一条 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国に財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>平成十七年三月十八日 衆議院会議録第十三号</p> <p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国に財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>提出者 災害対策特別委員長 西村 真悟</p>
--

官 報 (号 外)

(積立金の処分)

第十七条 機構は、通則法第二十九条第一項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものの定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができること)に規定する業務の財源に充てることとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認を受けたときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評議委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣は、次とのおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他の管

理業務に関する事項については、内閣総理大

臣

二 第十六条第六号に掲げる業務(これに附帯

する業務を含む。)に関する事項については、

内閣総理大臣及び文部科学大臣

三 第十六条に規定する業務のうち前号に掲げ

る業務以外のものに関する事項については、

漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又

内閣総理大臣

2 機構に係る通則法における主務省は、内閣府と zwar.

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評議委員会の意見の聴取)

第十九条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規

定の適用については、これらの規定中「評議委員会」とあるのは、「評議委員会及び文部科学省の独立行政法人評議委員会」とする。

2 内閣府の独立行政法人評議委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関する、文部科学省の独立行政法人評議委員会の意見を見聽かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評議を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法昭和二十四年法律第一百七号の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(機構の解散)

第二十一条 機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散するものとする。

2 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評議委員が評価した価額とする。

4 前項の評議委員その他評議に關し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十二条 第十一条(第十五条第三項において

準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

四 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

五 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

六 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

七 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

八 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

九 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十一 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十二 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十三 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十四 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十五 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十六 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十七 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十八 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十九 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十一 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十二 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十三 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

理 由

沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機

構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機(以下「機構」という。)の目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

五 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

七 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

八 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

九 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十一 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十二 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十三 機構の目的

冲縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(三) 國際的に卓越した科学技術に関する研究者の養成とその資質の向上を図ること。

(四) 大学院大学の設置の準備を行うこと。

5 その他

機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散するものとすること。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め次第である。

よるとするもので、その措置は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

一般会計予算内閣府所管に、約三十一億五千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成十七年三月十七日

沖縄及び北方委員問題に

[別紙]

衆議院議長 河野 洋平殿

荒井 聰

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

構法案に対する附帯決議
政府及び関係者は、左記事項に配慮しつつ、機構の業務を引き継ぐ大学院大学の早期設置に努めること。

との予定地の選定理由を十分に踏まえ、森林保全や赤土流出防止など環境配慮に万全を期すこと。

一 独立行政法人評価委員会は、機構の学術的活動に関する運営委員会の意見を尊重し、機構の評価は経営的側面に重点を置いて慎重に行うこと。

二 大学院大学のあり方や中期計画作成などに関する運営委員会の意見を尊重し、機関の評価として、機関の運営委員会が行う審議の結果については、自主性と自立性に配慮し最大限尊重されよう、必要な措置を講じること。

三 内閣総理大臣は、運営委員会の委員の任命については、運営委員会設立時はこれまで構想に沿わってきた関係者。以下本項目において同じ。の意見を尊重すること。理事長の任命については、運営委員会の意見を最大限尊重すること。

四 機構の運営や、運営委員会の構成に関する意見は、沖縄を代表する委員の任命等をはじめ、地元の意見が反映されるよう適切な措置を講じること。

五 機構の役員及び職員の任命に際しては、天下りとの批判を招くことのないよう適切な人材を広く内外から起用し、国民の納得を得られる人事を行うこと。

六 最高水準の研究者が集う大学院大学の設置の準備については、これまで行われた大学院大学の枠組みに関する検討経緯を尊重して行うこと。

七 右記の大学院大学が設置される際には、別に法律で定めるところにより、真に国際的で、独立性及び自律性を確保した運営を行ふものとすること。この場合において、国は、必要な資金の助成に努めるものとすること。

八 大学院大学の設置は、その設置自体が目的となるハード先行型であつてはならないこと。また設置にあつては、沖縄県内の地方公共団体に過重な財政負担を求めないよう留意すること。

九 大学院大学の用地造成並びに建設に当たつては、沖縄らしい豊かな自然環境に恵まれていること。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

冲縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一百五条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参照して、当該交付金の額を算定するものとする。

第百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは、当該沖縄振興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、沖縄振興特定事業計画の変更について準用する。

6 第百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは、当該沖縄振興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、前項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

8 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担

又は交付金を交付する事業以外の事業であつて政令で定めるもの(以下「沖縄振興特定事業」という。)を実施するための計画(以下「沖縄振興特定事業計画」という。)を作成することができる。

9 前号の目標を達成するために必要な沖縄振興特定事業に関する事項

10 国立・民間研究機関の立地の促進、優れた居住環境の提供など、最高水準の研究者が集うサイエンス・パークの形成を図るための具体的な策を展開すること。

11 大学院大学の設置計画の推進に当たつては、沖縄振興計画全体の推進に十分に配慮しつつ行うこと。

12 前号の目標を達成するために必要な沖縄振興特定事業計画においては、次に掲げた事項について定めるものとする。

13 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

14 計画期間

五 その他内閣府令で定める事項

3 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、沖縄振興特定事業計画の変更について準用する。

6 第百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは、当該沖縄振興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、前項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

8 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担

その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域再生法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化 地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地域再生基本方針

政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために基本的な方針(以下「地域再生基本方針」という。)を開議決定により定めなければならないこと。

2 地域再生計画の認定等

(一) 地方公共団体は、地域再生基本方針に基づき、地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。
(二) 地域再生計画には、区域、目標、当該目標を達成するために行う事業に関する事項等を記載すること。
(三) ①の事業に関する事項には、地域再生に資する事業であつて株式会社により行われるものに関する事項、地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う事業に関する事項等を記載することができること。

四 内閣総理大臣は、地域再生計画に(二)の事項が記載されている場合において、(一)の認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならないこと。
認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

地域再生計画を認定した場合には、当該計画に基づき地域再生に資する事業を行う株式会社への出資者に対する課税の特例、当該計画に基づく事業に要する経費に充てるための

地域再生基盤強化交付金(その種類は、道整備交付金、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金とする。)の交付等の特別の措置を講ずること。

4 地域再生本部

地域再生基盤強化交付金(その種類は、道整備交付金、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金とする。)の交付等の特別の措置を講ずること。

5 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする地域再生本部を置くこと。

6 この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。

五 地域再生は、地域における創意工夫を生かした自主的かつ自立的な取組を推進することを基本とするものであることにかんがみ、内閣総理大臣又は関係行政機関の長が認定地方公共団体に対して行う報告の徴収及び措置の要求は、当該地方公共団体の裁量を十分配慮して行うこと。

六 地域再生計画の作成に当たつては、特定非営利活動法人等をはじめとするNPOや地域住民、関係団体、民間事業者等からの意見等を十分反映されるよう配慮すること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十七年三月十八日

提出者

国土交通委員長 橋 康太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣委員長 松下 忠洋

〔別紙〕

第一條 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地

らの提案・要望等を踏まえつつ、適宜、措置の拡充、改善等を行うこと。
二 課税の特例については、民間投資の一層の促進を図る観点から、さらなる措置の拡充等を検討すること。
三 地域再生基盤強化交付金制度等の特別の措置を含む地域再生計画の認定に当たつて、内閣総理大臣は、総合的リーダーシップの下、申請地方公共団体の意思を最大限尊重し、その認定を行うこと。

(定義)

四 地域再生基盤強化交付金制度の運用に当たつては、本法の趣旨に基づき、迅速かつ効果的な運用に努めるとともに、当該交付金の配分の透明性を確保すること。

五 地域再生は、地域における創意工夫を生かし

た自主的かつ自立的な取組を推進することを基本とするものであることにかんがみ、内閣総理大臣又は関係行政機関の長が認定地方公共団体に対して行う報告の徴収及び措置の要求は、当該地方公共団体の裁量を十分配慮して行うこと。

六 地域再生計画の作成に当たつては、特定非営利活動法人等をはじめとするNPOや地域住民、関係団体、民間事業者等からの意見等を十分反映されるよう配慮すること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十七年三月十八日

提出者

国土交通委員長 橋 康太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣委員長 松下 忠洋

〔別紙〕

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地

域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もつて国民の福祉向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

4 公共工事の品質確保に当たつては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合

<p>等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。</p> <p>5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならぬ。</p> <p>6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各自の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。</p> <p>7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにならなければならない。</p> <p>（国 の 責務）</p> <p>第四条 国は、前条の「基本理念」（以下「基本理念」という。）にのつとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>（発注者の責務）</p> <p>第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのつとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び</p>	<p>設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。</p>
<p>2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。</p> <p>（受注者の責務）</p> <p>第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのつとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項</p> <p>二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針</p> <p>（競争参加者の技術提案）</p> <p>第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。</p>
<p>（競争参加者の技術提案）</p> <p>第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。</p> <p>第十四条 発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格</p> <p>2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。（高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格）</p> <p>第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をできる学識経験者の意見を聴くものとする。</p> <p>（発注関係事務を適切に実施することができる者）</p> <p>第十六条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することができると認めるとときは、国、地方</p>	<p>監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。</p>
<p>（基本方針に基づく責務）</p> <p>第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（関係行政機関の協力体制）</p> <p>第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に際し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（競争参加者の技術的能力の審査）</p> <p>第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しないとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。</p> <p>（技術提案の改善）</p> <p>第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。</p> <p>（技術提案の改善）</p> <p>第十四条 発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格</p> <p>2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。（高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格）</p> <p>第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をできる学識経験者の意見を聴くものとする。</p> <p>（発注関係事務を適切に実施することができる者）</p> <p>第十六条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することができると認めるとときは、国、地方</p>	<p>監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではなければならない。</p>

公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができると選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、

専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる者の育成、発えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(検討)
1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

官

2

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

半島振興法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成十七年三月十八日

提出者
国土交通委員長 橋 康太郎

同様に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第二条第二項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

(施行期日)

(農林水産省設置法の一部改正)

平成十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

(農林水産省設置法の一部改正)

平成二十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

(農林水産省設置法の一部改正)

平成二十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

(農林水産省設置法の一部改正)

平成二十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

(農林水産省設置法の一部改正)

平成二十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

(農林水産省設置法の一部改正)

平成二十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

(農林水産省設置法の一部改正)

平成二十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

対策実施地域の活性化に資するため、観光その他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。
(災害対策基本法の一部改正)
第二条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第七号の次に次の一号を加える。
七の一 半島振興法(昭和六十年法律第六十号)第三条第一項に規定する半島振興計画

官 報 (号外)

官

附則第二条第一項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第五条の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

山村振興法

附則第五条の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日 半島振興法

附則第十条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第十条第一項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

理由

最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長することとも、半島振興計画の内容を拡充するほか、半島振興対策実施地域に係る農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二十億円の見込みである。

官 報 (号 外)

平成十七年三月十八日

衆議院会議録第十三号

第一回
明治二十九年三月三十日
郵便物認可

発行所
二東京一〇五番地 独立行政法人國立印刷局 新宿区虎ノ門二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 一部 一一〇円)